

主要な補助金・助成金の概要を理解しよう

ここでは、平成27年度下期から28年度上期にかけて使える主要な補助金・助成金を紹介する。



創業補助金の概要

補助対象者	「新たに創業する者」または「第二創業を行う者」（個人事業主、会社、または特定非営利活動法人） 創業……地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの 第二創業……すでに事業を営んでいる中小企業者または特定非営利活動法人において後継者が先代から事業を引き継いだ場合に業態転換や新事業・新分野に進出するもの 平成27年度は、「創業支援事業計画」認定市区町村での創業のみが対象だった
補助対象事業	・既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む）を行う新たなビジネスモデルにより、需要や雇用を創出する事業であること ・認定支援機関たる金融機関または金融機関と連携した認定支援機関による事業計画の策定から実行までの支援を受けること ・金融機関からの外部資金による調達が十分見込める事業であること
補助対象経費	交付決定日以降の契約・発注により発生した経費 人件費、設備費、広報費等
補助上限額・補助率	上限200万円（第二創業の場合、既存事業の廃業に関する加算あり） 補助率 3分の2
採択率	過去の採択率は平均4割程度

上記の概要は平成27年度のもの。来年度以降については、国の予算状況により、内容に変更がある場合がある。

1 創業・起業関連

市町村が創業支援事業計画を有するか事前に確認のうえ提案

創

業・起業の相談を受けたとき、最初に確認すべきは以下の2点である。

・事業計画書はできているか
・創業資金の算段はついているか
しかし多くの創業者は、事業計画書とは何で、どこで資金調達をすればいいのか右も左も分かっていない。このような人が受けた対応でありがちなのが、「銀行の窓口で相談に行ったら、事業計画書を書いてからまたお越しください」と指導された」というものである。

創業者は、事業計画書をどう書き始めたらいいのか分からない、最初の一步が踏み出せない、と悩んでいるのだから、「書いてからまた来てください」という対応では解決しない。

事業計画書の作成は、まだ商売を始めていない人にとつてかなり高いハードルである。ただ事業計画書がなければ融資も受けられず、このあと説明する創業補助金にも手が届かない。つまり「事業計画書を書く一歩目のハードルをどうやって下げてあげるか」で、創業者の動き出しが変わってくるわけだ。

親身になって相談に乗ることが肝要だが、創業者が事業計画を具体的にイメージできていない「頭の体操」の段階（創業したいが単なる願望にとどまっている段階）では、いくら相談に乗っても前に進まない。そういう場合は、県センターや商工会議所・商工会の創業塾を紹介したり、相談窓口を紹介したりして、創業者に事業のイ

メージを具体化してもらつことも一案である。

一方金融機関としても、創業支援や創業融資は、取り組むハードルが高い。それは、「手間がかかるわりに、ロットが小さくて儲からない」というイメージが、主に上席者に定着しているからである。実際、既存の事業者と比べ、創業者の融資案件は、案件化にかなりの工数を割かなくてはならないのも事実。しかし、「創業支援は手間がかかるからやらない」という判断は、地域金融機関として許されることではない。

創業の「支度金」といえる創業補助金

では実際、創業支援に取り組むために、どんなことから始めれば

よいか。まずは、創業支援に力を入れる政策的背景を理解する必要がある。安倍内閣は2013年の「日本再興戦略」で、「開業率（全事業者の数を分母、1年間に新たに事業所を開いた数を分子とした数値）10%」という成果目標（KPI）を設定している。開業率が高いということは、産

業の新陳代謝が活発に行われていることを意味する。我が国は残念ながら、過去10年あまり、4〜5%台という極端な低空飛行が続いている。開業率が低く元気な企業が生まれにくいいため、企業活動は低迷しているのだ。これを欧米並みの10%に引き上げようというのが政策的課題とな

っており、開業率を直接引き上げる大胆な手段として設けられたのが「創業補助金（創業・第二創業促進補助金）」だ。平成25年に登場し、今年で3年目を迎える。創業・起業を考える人にとつて、活用できる可能性のある補助金として真っ先に挙げられるものである（概要は図表のとおり）。

創業支援事業計画の有無で制約がある点に注意

ただし、創業補助金は、国が認定した「創業支援事業計画」を有する市町村でしか使えないという制約には注意したい。国は、各市町村に対して昨年「創業支援事業計画」を作るよう働きかけており、現在、全国1700余りの市町村のうち、605自治体の創業支援事業計画が認定されている（全体の3分の1程度）。昨年末までは、認定された自治体

で起業すれば創業補助金の審査が通りやすくなる（加点される）という程度であったが、今年度からは、認定自治体での創業しか補助対象にしないという徹底ぶり。加えて、市町村が連携する創業支援事業者から支援を受けると、さらに加点する仕組みになっている。

この傾向は来年度以降も続くと思われる。担当者は、創業者に対して、創業予定の市町村が創業支援事業計画を有しているかどうかを確認してから情報提供するようにしたい。

POINT

- よろず支援拠点や、商工会議所の窓口を紹介し、事業計画書のブラッシュアップをサポート
- 創業補助金の利用に際しては、創業を予定している市町村が「創業支援事業計画」を有するかを事前に確認